

奈良先端科学技術大学院大学デジタルグリーンイノベーションセンターの運営に関する規程

令和2年11月19日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学デジタルグリーンイノベーションセンター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(センター長)

第2条 デジタルグリーンイノベーションセンター長（以下「センター長」という。）は、センターの業務を統括する。

(組織)

第3条 センターに、デジタルグリーンイノベーション部門、バイオエコノミー部門、国際連携部門を置き、それぞれ教員で構成する。

2 前項に規定するデジタルグリーンイノベーション部門は、次の系統に区分する。

- (1) バイオ系
- (2) 情報系
- (3) 物質系

3 前2項に規定する各部門及び系統は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) デジタルグリーンイノベーション部門バイオ系にあつては、デジタル技術を用いた植物、微生物等の特性解明に関する教育研究
- (2) デジタルグリーンイノベーション部門情報系にあつては、デジタルグリーン科学技術に必須のデジタル情報技術の開発に関する教育研究
- (3) デジタルグリーンイノベーション部門物質系にあつては、デジタルグリーン科学技術に必須の物質・材料科学技術の開発に関する教育研究
- (4) バイオエコノミー部門にあつては、デジタルグリーン科学技術を基盤としたバイオエコノミーに向けた文理融合の教育研究
- (5) 国際連携部門にあつては、デジタルグリーン科学技術に関する国際的な教育研究

(部門長)

第4条 前条に規定する各部門にそれぞれ部門長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 部門長は、それぞれの部門に係る業務を掌理する。

3 部門長の任期は、1年とし、再任されることができる。ただし、部門長の在

職する期間は、当該部門長を指名する学長の在職する期間を限度とする。

(デジタルグリーンイノベーションセンター運営会議)

第5条 センターに関する重要事項を審議するため、センターにデジタルグリーンイノベーションセンター運営会議（以下「運営会議」という。）を置き、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 各領域長
 - (3) 前条に規定する各部門長
 - (4) 企画・教育部長
 - (5) 研究・国際部長
- 2 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
 - 3 議長は、運営会議を主宰する。
 - 4 議長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する委員以外の者を出席させることができる。
 - 6 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
 - 7 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。